

改正 PCB 特措法の施行に向けた政省令の改正案の主なポイント

1. 施行期日政令案

改正 PCB 特措法の施行期日を、平成 28 年 8 月 1 日とする。

2. PCB 特措法施行令の一部改正案

○ 高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の基準

(PCB 特措法の規定)

(定義)

第二条

2 この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 ポリ塩化ビフェニル原液が廃棄物となったもの
- 二 ポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの
- 三 ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの

4 この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、次に掲げる製品をいう。

- 一 ポリ塩化ビフェニル原液
- 二 ポリ塩化ビフェニルを含む油のうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの
- 三 ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品のうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの

(政令案の規定)

： PCB を含む油に占める PCB の割合が 0.5% 超であること等とする（現在、JESCO で処理することとしている高濃度 PCB の濃度基準を踏襲）。

○ 高濃度 PCB 廃棄物の処分期間

(PCB 特措法の規定)

(期間内の処分)

第十条 保管事業者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごと及び保管の場所が所在する区域ごとに高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間（以下「処分期間」という。）内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

(政令案の規定)

： JESCO の 5 事業エリア毎に、計画的処理完了期限の一年前までとする。

3. PCB 特措法施行規則の一部改正

○ PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の毎年度の届出に関する事項 (PCB 特措法の規定)

(保管等の届出)

第八条 保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分（再生を含む。第二十六条第二項及び第三項を除き、以下同じ。）をする者（以下「保管事業者等」という。）は、毎年度、環境省令で定めるところにより、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(保管等の状況の公表)

第九条 都道府県知事は、毎年度、環境省令で定めるところにより、前条第一項の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を公表するものとする。

(省令案の規定)

： PCB 廃棄物の保管等の状況及び高濃度 PCB 使用製品の廃棄の見込みに係る届出事項等を定める。

また、都道府県知事による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うこととする。

○ 高濃度 PCB 廃棄物の保管の場所の制限の特例 (PCB 特措法の規定)

(保管等の届出)

第八条

2 保管事業者は、前項の規定による届出に係る保管の場所を変更してはならない。ただし、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。

(省令案の規定)

： 高濃度 PCB 廃棄物の保管の場所の変更が認められる場合は、①JESCO の 5 事業エリア内において変更する場合、②やむを得ない事情があるとして環境大臣の確認を受けた場合とする。

○ 環境大臣の権限の委任

(PCB 特措法の規定)

(権限の委任)

第三十条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

(省令案の規定)

： 地方環境事務所長に委任する環境大臣の権限として、従来の報告徴収・立入検査等に係る権限に加え、改善命令及び行政代執行に係る権限を追加する。